

第1回専門部会資料に係る意見・質問に対する回答

| No | 資料 番号 | 該当 ページ | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|-----------|--|--|
| 1 | 6-① | 2 | <p>武蔵野市では歯科健康診査・眼科健康診査が実施されており、フレイル予防にも役立っているように思います。</p> <p>聴こえの支援事業の中で聴力検査の支援もあって良いのでは？と思います。（国保や後期高齢者制度の中の健康診査では実施していないのではないかと思いますでしょうか）</p> | <p>東京都の高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業に基づき、本市は高齢者補聴器購入費補助事業において、申請書類として補聴器相談医がいる耳鼻咽喉科による医師意見書の提出を求めており、検査を実施しています。</p> <p>フレイル予防の観点からの聴力検査については、今後関係課と共有のうえ、研究してまいりたいと思います。</p> |
| 2 | 6-① | 4 | <p>「武蔵野市認定ヘルパーの実績について」</p> <p>R6年19人、R7年18人の実績がありますが、実際に取得した資格を生かして働いている方は何名ぐらいいるのでしょうか？</p> <p>また、働き先はどんなところでしょうか？</p> <p>また、働いていない方の場合、働かない理由も知りたいと思います。</p> | <p>訪問サービス事業における認定ヘルパーの利用者数については令和7年3月54名（全体128名）、令和8年3月47名（全体116名）となっています。</p> <p>認定ヘルパーの登録事業者は、福祉公社、シルバー人材センター、ワーカーズどんぐり、グレースケアです。</p> <p>認定ヘルパーとして活動していない理由のヒアリング結果としては、現在就労中や利用者とのマッチング待ちなどがあげられます。</p> |
| 3 | 6-① | 9 | <p>令和8年度に事業開始予定の「デジタル技術を活用した効果的かつ効率的な見守り方法」は、具体的にどんな手法・技術を利用するのでしょうか？</p> <p>十分検討されておられると思いますが、見守りは、パノプティコンと表裏一体の面があり、プライバシーが損なわれることのないようご配慮をお願いします。</p> | <p>令和8年6月1日より、高齢者見守りライト事業として、LED電球と通信機能が一体となったハローライトを使用した見守り事業を開始しました。</p> <p>プライバシーの観点も考慮し、あくまで電球の点灯・消灯の動きをもって異常を検知する仕様となっています。</p> |

| No | 資料 番号 | 該当 ページ | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|-----------|---|---|
| 4 | 6-① | 14 22 | <p>要介護者のためにはもちろん、レスパイトケアの観点でも、認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所はともには是非必要な施設だと思えます。</p> <p>資料にあるように是非実現に向けた公募手法や事業所支援の仕組み作りをお願いします。</p> | <p>認知症高齢者グループホームや（看護）小規模多機能型居宅介護事業所は、要介護者が住み慣れた地域で生活するために、ご本人・ご家族双方にとって重要なサービスであると認識しており、今後も既存施設の利用状況や人口推計等を参考に整備を進めていきたいと考えています。</p> <p>一方、市域が狭い当市の特性に加えて昨今の建設費高騰・介護人材不足等の影響で、公募を実施しても手が挙がりにくい状況が継続しているため、市有地等の活用や公募の手法についても検討してまいります。</p> |
| 5 | 6-② | | <p>財源的なことは本専門部会の検討対象ではないのかもしれませんが、情報としてお教えいただければ幸いです。</p> <p>具体的には、介護保険料の問題です。10期で想定している介護保険料基準月額（基金投入前も）および、所得段階別の枠組み（現行の20段階モデルの変更・金額変更等）はどのような形になりますか。</p> <p>9期計画の概要版（冊子）12ページの図表78を見ますと、武蔵野市の給付月額「施設及び居住系サービス」は全国平均を大きく上回り、「在宅サービス」は東京都平均・全国平均並み。武蔵野市民には高所得者が多く、高級な施設に入居している高齢者が多いせいかもしれませんが、10期においても「高負担・高福祉」を前提に計画を立案するという基本スタンスでしようか。</p> | <p>社会保険方式をとる介護保険制度は、サービス提供量や給付費が増加すると、それに伴って保険料も上昇する仕組みです。超高齢社会の進展や要介護高齢者の増加により、今後も介護給付費の上昇が見込まれる中で、給付と保険料のバランスに配慮し、効率的・効果的にサービス提供基盤を整備していく必要があります。</p> <p>施設・居住系サービスは介護報酬単価が高い傾向がありますが、本市では特養と特定施設（有料老人ホーム等）で全体の約4割の給付費を占めています。今後どのようなサービスが必要か、ニーズと保険料の負担可能な水準について市民や関係者の皆様と共通理解を図る必要があります。</p> <p>第9期では、所得段階設定を引き続き20段階として累進性を維持した一方、第7段階までの方の保険料を据え置き、低所得の方の負担に配慮しました。また第8期期間中に生じた剰余金は、介護給付費準備基金として積み立て、第9期に取崩すことにより、保険料の上昇を抑えています。</p> <p>第10期においても同様、様々な方策により保険料上昇を可能な限り抑える予定です。</p> |

| No | 資料 番号 | 該当 ページ | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|-----------|---|---|
| 6 | 7 | | <p>高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（略称：9期計画）の冊子137ページにある「今後の事業の在り方については、第10期介護保険事業計画策定時において再検討する」とあります。</p> <p>これは文脈上、「通所介護」と「訪問介護」の武蔵野市の特性を踏まえて、訪問介護に軸足を置いた政策への転換あるいは施策の拡充という認識でいいのでしょうか。</p> <p>同時に、昨日説明のあった「本市の計画策定において検討すべき主な事項（案）」の（5）にある「高齢者の在宅生活の継続の支援」とどのような関係にあるのでしょうか。</p> <p>さらに、「在宅生活の支援」「訪問介護」といういわば自宅居住型の高齢者対策について10期計画では具体的にどのような政策を新たに企画したり、予算的な拡充策を検討されているか、お教えてください。</p> | <p>本市の介護サービスの特徴として、訪問介護の給付額が全国や都の平均額を上回っていることが挙げられ、訪問介護は要介護高齢者の在宅生活を支える主要なサービスとなっています。そのため、9期計画の137頁に記載の「介護保険利用者負担額助成事業」は、訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち訪問介護部分、第1号訪問事業、基準該当訪問介護の5サービスを対象としており、訪問介護を利用する方を支援する施策となっています。</p> <p>9期計画期間における実績を踏まえつつ、10期計画期間においても継続するかどうか専門部会の皆様にご議論いただきたく、第2回専門部会の資料5 論点㉓（59頁）に記載しています。</p> <p>10期計画において新たな施策を実施することは現時点では予定しておりませんが、持続可能な介護保険制度へ向けて、「介護保険利用者負担額助成事業」の必要な見直しについても検討します。</p> |
| 7 | 7 | | <p>Ⅲ-6.介護サービスの提供基盤の安定化</p> <p>人材不足や利用者の減少、物価高騰などで介護事業所の倒産が増えているという情報を耳にします。</p> <p>武蔵野市は既にいろいろな支援策を打ち出しているように思いますが、更に介護事業所の収益改善に向けた施策、あるいは人材への直接的な支援策など検討していただければと思います。</p> | <p>介護事業所の人材確保や経営改善の課題については、事業者会議や運営指導等でヒアリングを行っています。</p> <p>10期介護保険事業計画においても人材確保や経営改善へつながる介護事業所支援の方策について検討してまいります。</p> |

| No | 資料 番号 | 該当 ページ | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|-----------|--|--|
| 8 | 10 | 9~18 | <p>会議の席上でも話が出ておりましたが、ケアマネジャーのシャドーワークの問題は、ケアマネのバーンアウトや本来業務の停滞に繋がりがねず、大きな問題と思います。</p> <p>既にシャドーワーク改善プロジェクトが動いているとのこと期待していますが、他地区においては労働者協同組合の活用といった事例もあるようです。</p> <p>武蔵野市ではどのような施策を考えておられるのか知りたいと思います。</p> | <p>令和8年度に、ケアマネジャーの本来業務とシャドーワークについてのリーフレットを作成し、利用者や関係機関等にケアマネジャーの業務の周知を図ります。</p> <p>シャドーワークの受け皿となる社会資源や関係機関の情報を整理してケアマネジャー等と共有するとともに、社会資源の開発についても検討してまいります。</p> |
| 9 | 12 | | <p>「独居調査について」</p> <p>未回答者に対して、生活状況の確認を専門職(介護支援専門員など)が訪問して行うとあるが、実際にケアマネが訪問した例はあるのでしょうか？</p> <p>今後もケアマネが業務として行っていく事が想定されるのでしょうか？</p> | <p>介護支援専門員などの資格を持つ市職員が調査を行います。居宅介護支援事業所の皆様に訪問等の業務を依頼することはありません。</p> |